

芦 こ 政 第 1 5 号

平 成 2 6 年 4 月 2 2 日

芦 屋 市 監 査 委 員 山 本 彼 一 郎 様

芦 屋 市 監 査 委 員 長 谷 基 弘 様

芦 屋 市 長 山 中 健

定 期 監 査 （ 事 務 監 査 ） の 結 果 に 基 づ く 措 置 に つ い て （ 通 知 ）

平 成 2 6 年 4 月 8 日 付 け 芦 監 報 第 1 号 で 報 告 の あ り ま し た 定 期 監 査 （ 事 務 監 査 ） の 結 果 に 基 づ き ， こ ど も ・ 健 康 部 に お い て 別 紙 の と お り 措 置 を 講 じ ま し た 。

以 上

監査結果報告に対する措置について

【こども・健康部 こども課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 子育て家庭ショートステイ事業・母子生活支援施設入所事業・育児支援家庭訪問事業の実施については、本市規則又は実施要綱に基準が定められており、申請者が一定の要件に該当する場合には、申請者はその経費の一部を負担することとされている。</p> <p>また、規則又は実施要綱に定めるもののほか必要な事項については、別に定めることとされている。</p> <p>ところで、今回、これらの自己負担金の徴収事務について調査したところ、納入通知の時期、納入期限の設定、あるいは納入遅延の場合の督促について、一定の取扱基準を定めておらず、個別の申請案件ごとに決定している状況がみられた。各事業に適応した取扱基準を速やかに定められたい。</p> <p>(2) 子育て支援事業の一環として、親子で参加する行事や小学生を対象とした料理教室を開催しているが、担当職員が参加費（実費負担金）を現金で徴収している事例がみられた。しかし、現金の取扱いは出納員及び現金取扱員（以下「会計職員」という。）が行うこととされているため、今後の事業実施において現金の取扱いを予定する場合は、あらかじめ会計職員の配置手続きを行われたい。</p>	<p>(1) 自己負担金の徴収事務については、芦屋市財務会計規則等踏まえて取扱基準を定め、事務処理を行うよう改めました。</p> <p>(2) 行事に伴う参加費（実費負担金）を現金徴収するため、出納員及び現金取扱員の配置を行うよう改めました。</p>

監査結果報告に対する措置について

【こども・健康部 保育課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 保育所入所児童の保護者が保育所入所負担金等の徴収金を完納しない場合、芦屋市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例第3条第1項の規定では、「市長は納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。」とあるが、現実には督促状が納期限後30日以上経過して発送されている。督促状の発送は納入の督促とともに、滞納処分的前提となるものであることから、納期限後の20日以内には発送するよう改められたい。</p> <p>(2) 延長保育の決定については、あらかじめ、児童の保護者から市長に対して「延長保育利用申込書」が提出され、市長がその内容を審査し延長保育の必要があると認めるときは、「延長保育承諾通知書」により保護者に通知するとされている。しかしながら、現実には延長保育の決定に係る決裁はなく、「延長保育利用申込書」に枠判処理で課長までの押印がされているのみである。しかし、この押印が何のための主旨か明記されておらず、単なる「受理決裁」なのか、あるいは「承諾決裁」なのかが不明確である。この外、納入通知書の決裁も行われていないので、今後、枠判処理の扱いも含めて、受理・承諾・納入通知書の発送等の決裁事務を明確にするよう改められたい。</p>	<p>(1) 督促状の発送については、今後、当該条例に則り納期限後の20日以内に発送するよう改めます。</p> <p>(2) 今後、枠判処理する際には、起案内容を明確に記載するとともに、納入通知を発送する際には、別途決裁処理を行うよう改めます。</p>

監査結果報告に対する措置について

【こども・健康部 健康課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 保健センター使用料については、各種検診のうち医療機関で検査したものは、無料クーポン券利用者を除き、使用料を医療機関が徴収し領収書を交付し、その後、医師会が使用料の額をまとめて健康課に報告したうえで同課から交付を受けた納付書により医師会が金融機関に納付している。このように、現実には医師会が公金を保管・納入していることから、芦屋市財務会計規則第48条の規定に基づく徴収・収納事務委託契約を速やかに医師会と締結されたい。</p> <p>(2) 保健センターについては、その一室が医師会の事務所として使用されているが、この使用については4月1日付で使用許可書（指令書）が作成・通知され、納期限を翌年2月28日として使用料が徴収されている。しかし、行政財産の使用料の徴収に関する条例第3条の規定によると、「使用料を使用開始前若しくは毎月又は毎年定期に納付しなければならない。ただし、使用料は、全部又は一部を前納することができる。」とされていることから、使用料を一括納付する場合でも、年度末ではなく年度当初のなるべく早い時期に納期限を設けるよう調整されたい。</p>	<p>(1) 平成26年4月1日付で、医師会と徴収・収納事務委託契約を締結しました。</p> <p>(2) 平成26年度の行政財産の使用許可時に使用料の納入期限を4月30日としました。</p>